



日本開闢由來

五卷

遠13  
2473  
5



明 2473 5



日本國開闢由來記卷五

指 倭 漁 者 編

第八

威を示し徳成施く邊裔の青人草風も隨て靡き

三嘆孀を憫く頌義靈耀及る賜谷成照り

天皇日本武尊の勇威を深く感賞すまひ大名持命の天孫子奉一終の八尋  
矛を持て日本武尊に授賜す示すの事つく朕聞東方の賊虜暴強  
凌犯を宗とす。村に長ちる邑小首なる各封塚を貪争互に相盜略す  
山小邪神のり。郊に姦鬼ありて。衢に遮り徑を塞ぎ多し人を苦す  
其東夷の中にも。蝦夷尤強し。男女雜居るも。父子夫婦の別なく冬  
を穴に宿夏ハ樵小住。昆弟相疑ひ同類相逆。山小登るも。飛禽の如く

野を行くことハ走獸の如ク思を受くる思怨を見つらば必報ふ是を  
以テ箭を頭髻ニ藏刀を衣中ニ佩或ハ黨類を聚へ邊界を犯し  
或ハ農桑を伺つ以テ人民を略之ヲ撃んと欲せば草萊の間ニ隱る之  
を逐んよむ深いの中ニ遁る故小往古以來いすも王化ニ染む今朕汝  
人と為を察する身体長大容姿端正力より勇を扛猛きより雷電の如ク  
向とら前立ち攻つこと必勝朕熱念へど形ハ朕子多れども實ハ必神人  
一これ冥ニ天神ヲ朕不敵を懸國の平らるるを思ふはむ汝  
下して天業を經綸宗廟の祭祀を絶さず一人を以て  
故あるべし然るも此天下則汝が天下なり此位も則汝が位なり  
願ふ深謀速慮を姦を探度を伺之示ハ威を以て之を懐く

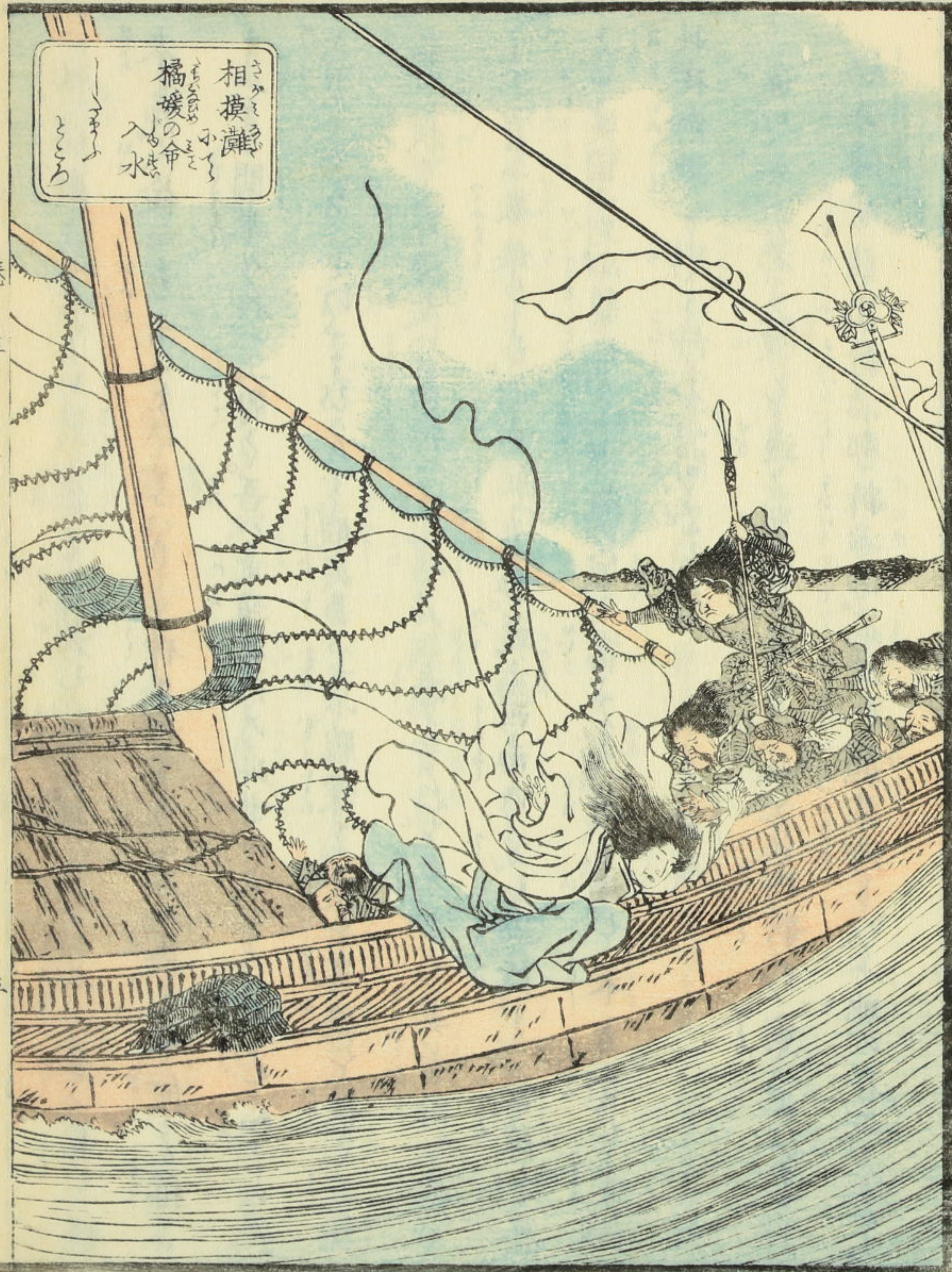
徳を以て多と兵甲を煩し天子人民を損あやちて彼を  
自臣順し或ハ言ハ巧みよと暴神を調和ガ武を振  
以テ姦鬼を攘撃時ヲ應ニ機ヲ投合意を以て  
詔りけむ日本武尊を其廣牙を受天皇を拜し  
臣ガ西虜を征し全皇靈乃威を賴奉る三尺劍ヲ提て熊  
襲を撃決辰を經て賊首罪ヲ伏せしめ臣ガ功  
を以て今も神祇乃靈を賴天皇の威を借謹む勅命を  
守往る其境ニ臨示テ徳教を以て猶服せしめり  
止ことを得む兵を奉るこれを撃ん素より臣ガ志  
對奏すむひくれば天皇大ニ懼る吉備乃臣等ガ祖名ハ御鉏友

耳建彦と大伴健日子とを兩將軍とす。日本武尊子從つぬ。  
久米直が祖名々七瀬脛茂膳夫とす。冬十月二日日本  
武尊ハ京を發路す。七日小道を枉ぐ伊勢神宮小詣倭姫命小  
見く。今般天皇の命を被く。東方乃賊虜諸叛者を誅んが為  
行ゆ。訣別辭す。ひりれ。倭姫命ハ藁雲の劍を取出し。この  
神劍を佩く。賊を征バ向とる敵とせん。慎で急こころれとのまひ  
了。日本武尊小授く。ひりれ。王をこれを受く。景行天皇より賜る  
於の矛を皇太神宮へ獻く。是歳日本武尊を。駿河国に到り  
し。其處の國造陽小帰順の色を示す。此野に麋鹿甚多。ゆること  
を。譬ていも。野を獸の呼気ハ朝霧の野小充る。如く遊走とるの

足る林樹乃茂目る。如く多れば。臨む狩く。臣等も倍従く。導  
奉んと欺申くれ。日本武尊ハ其言を信く。野中へ入。獸を  
覓く。ひり。賊ハ王を哄騙せ。草莽の中へ入。奉。火を放く。其野を  
燒く。王の欺きたるを知り。疾小燧を出し。火を點向燒く。王  
劍を抜く。艸を刈攘。辛苦く。道出の欺きたるを憤。悉く其賊衆  
を焚く。滅く。ひり。或はは時。王の佩せる神劍。自と抽出。王  
の傍の草を雜攘く。藁雲の名を更く。草薙乃御劍。御劍ハ  
奉く。ひり。それより相摸國に進。上總に往く。海を望く。  
此の如き小海を立跳り。涉ら。高言く。船に乗  
海中。小到く。ひり。暴風忽起。王船漂蕩。舟人々覆没んを。六

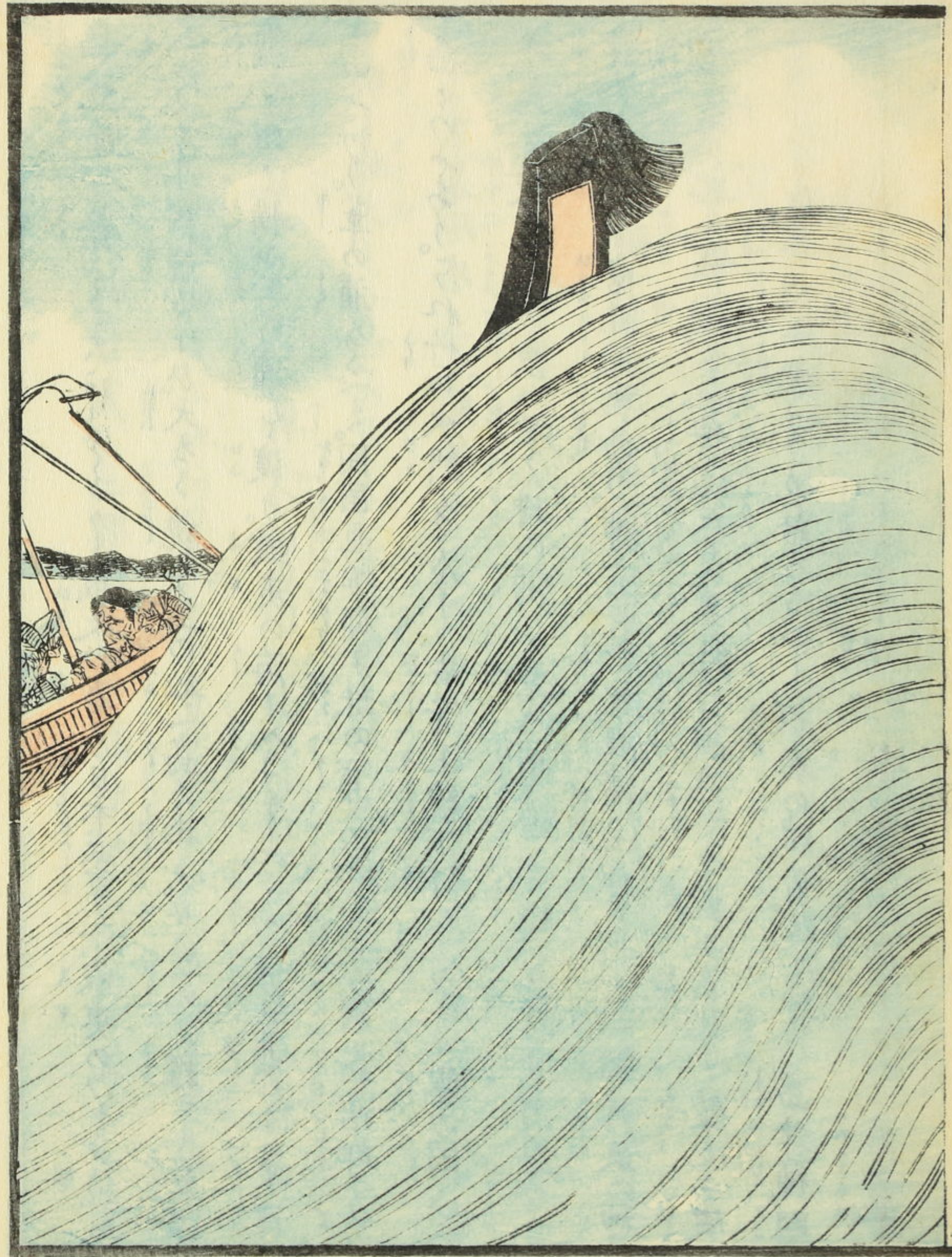
揖取申す。この暴風ハ船中の美人と龍神の見愛するをか奪りてしなり  
これ王小従奉る妃穂積氏忍山の宿称乃女より弟橘媛命とす。この  
言を聴く王啓す曰。今風起浪湧す。王船没せんとも。一妾一人の上より  
起す御身ハ禍小逢す。多の従者も失んとす。速く妾が身を以て王の  
命を贖ん。いかに欲とらんといひつ。狂瀾を披く海中に没入す  
ひくご暴風忽止す。浪静まり御船を岸まで着小る。故小時の人其海  
を跡し馳水といつ。この日より七日を過す。媛乃御櫛の海辺に打寄るを  
取。陵小築せりといひ傳ふ。今相模国餘綾郡の梅沢の辺に吾妻森といふ  
吾妻山吾妻明神といふ社あり。あまのうらみ尋る。江戸近き吾妻森といふ  
ハ全々後人の附託なり。式子上總國長柄郡橘神社といひり。若くはこの

橘媛命を祭る。まはりしと。或人いなり。日本武尊も蝦夷のいぢ鏡を  
知せり。一我聴す。大なる鏡を王の船に高く挂る。日の光に耀し。葦の  
浦を廻り。横小玉の浦を渡り。蝦夷の海に入す。下總國狹島郡葦津  
といひり。葦の浦まじり。同国西瑛郡珠の浦あり。常陸國新治郡小竹  
島といひあり。これ竹の水門なる。古昔上總下總を惣く總の国とい  
は。此葦津より東へ廻り。珠の浦を歴す。竹の水門へ着す。ひりて。一  
建御雷神も。常陸國鹿島乃神宮小祭祀。經津主神も。下總國揖取の神  
宮に祭祀。我觀ま。神武天皇東征の頃。此辺を既小玉化子靡る。處  
を。其後小叛する。ひりて。蝦夷の賊首。を。島津神。國  
津神と號者。此竹水門に屯す。距んとせり。王乃船を見。其兵勢



卷  
五

五









早稻を獨あるを詠す。此御歌の躰裁め。旋頭歌二人  
の詠を差別あり。後撰以下此連歌の躰を以て出づ。  
此御歌を專連歌乃初と。筑波の道ちつて未を續  
つてつるよよれり。おちるるをれり。伊須氣余理比賣の  
ふん法とちりりの三句の歌。大久米命。三句の歌を以て對  
るも置て此御歌を連歌の初とひい。如何ぞやわのん  
全と此御歌乃詞乃數定て躰裁の整とのも。專此尊の  
御威徳の殊り勝るよひ。今東國の賊徒  
日本武尊。此兼爛の老翁が。速小答奉。一茂敦賞。今東國の賊徒  
地の国造おま。給り。尊。兩將軍及諸軍の。今東國の賊徒

既小平。蝦夷の凶首。咸其辜。伏めれども。唯斜野越国。いも。化小  
従之。之を征む。甲斐国より北。向ひ武蔵上野を  
轉歴。其間の虜賊を帰服せ。再西。向。碓日。乃。阪小建。碓氷  
此碓日の阪。乃。上野国碓氷郡。上野。科野の境。日本武尊。碓氷  
の嶺。登。小東。東南の方を顧望。甚歎痛。阿豆麻波夜  
阿豆麻波夜  
とつたひりれ。従者。御情の。察。奉。決。瀟  
者。御詞。一句。御歌なり。  
あひの阿豆麻波。吾孀。これを和。阿。此詞。差別。ハ  
ハ。一切音聲の根本。天地の間。有。物。悉。ハ

生成めりけり。子の親中従ひ。臣の君中従ひ。婦の夫中従ひ。弟の兄中  
従ひ。幼が長。少の従ふより。親義別序。信乃自然。具する道。ゆるも。惣  
く本小背。本小従ふの。ゆゑ。彼と我と。一小あり。他念。ちる隔を  
こころ。唯此阿の。一切の物を。總括する。とらふより。出る。故。日本武尊の  
掃媛を慕う。御情は。切なる。深き念。御身。媛との  
絆を。隔る。一物。おが。阿豆麻。の。古昔。和  
ふ。を。阿の。思ひ。わ。吾を。又。は。め。  
訓を。義を。深き。明。近世。の。誤。波夜。者也。の。義  
ゆ。其物を。思入。歎息。尋。出。辭。此。辞。後。轉。と  
心。後。乃。世。拾遺集。乃。歌。君。宿。の。捕。

行く。隠。小。願。源氏物語。須磨。乃。卷。小。い。せ。ひ。  
思。詠。歌。數。百。句。の。詮。を。  
唯。一。句。の。此。御。詞。一。句。の。小。量。の。深。情。を。會。限。の。妙。理。を。具。え。凡。く。國  
乃。境界。を。離。る。時。の。離。別。の。哀。情。の。起。る。堪。難。き。の。け。を。  
況。掃。媛。命。の。節。義。乃。為。小。海。子。没。す。ひ。其。遺。體。を。見。え。を。あ。り。ぬ。  
地。の。塚。を。離。る。と。深。き。哀。慕。感。慨。と。の。御。情。の。起。る。止。ま。ら。ぬ。其  
地。を。跡。を。過。去。を。甚。惜。せ。る。を。う。つ。ろ。の。ま。ひ。  
ち。此。御。詞。の。確。氷。より。東。ち。地。を。吾。孀。と。い。ひ。を。今。は。泛。之。京。都。より  
東。ち。國。を。呼。解。と。い。ひ。を。豆。柄。山。の。事。を。傳。へ。る  
説。も。上。野。小。吾。妻。郡。と。い。ひ。名。を。確。日。其。地。を。小。信





卷五



日本武尊  
 碓日嶺小  
 東國を瞻  
 望する處

あり日本武尊ハ歩行して雲を披霧を凌ぎ遙小大山を陟り小高き峰小  
連つてふところ大不飢なりひられば其處より糧食しつてやを山乃神王を  
感さるる。白鹿と化す。王の前小立り王これを怪異とわがりければ食さるる  
す所の一箇の蒜を其白鹿は弾打つてひらるる。額小中て忽ち斃る。鹿  
五百歳を経るも毛色純白なる。壽千歳をこつといふ。然るに白鹿は  
まこと種類あるべし。爰王ハ志づき懸坐しつて小雲霧四方に立蓋ひ味小  
なりて。出行つてまづ方小知れず。躊躇つてひらるる處へ白狗如き獸  
來り。導奉る状ふもまづれが。試みその狗は随つて行つてひらるる。美濃路小  
出せしむひらるる時。偶吉備武彦が越路より出で。此を過つて小出會  
すひらるる。まづ信濃路へ往古樹木殊小繁茂了。分行つて路より定ふ

知れず。瘴氣充深し。これを超る者多し。途中小瘡臥る。死せり。のり  
まづ多し。日本武尊の蒜を擲る鹿殺す。ひらるる。聞傳る。まづ  
あは山を踰りければ。蒜を嚼る人の身及牛馬もひらるる。塗まが。その  
氣子中とくや。と專ひひ習せり。今世の門首小蒜を挂て以て  
疫氣を避つてひらるる。まづの遺き習るる。まづ。  
第九 靈成神劍を留る光耿千歳の後小炳え  
八十綱の誓虚うら。坤輿將り皇化小歸せん。  
それより王を尾張の国小還る。火明命の裔孫なる尾張氏。播種宿禰  
が女官實媛。先乃日彗期。まづひらるる。その家より宿り淹留る。月を  
踰る。近江國膳吹山小荒ぶ。神はり。其神はひらるる。

手提りせんゆけぞとのつひ。草薙の神剣を宮篁媛の許に置りし。  
徒より行て。膳吹山に到りし。其山路に大蛇の横伏せり。これ土人の神  
と呼びけり。思ひをば。その蛇を踏り過行りし。蛇は王の  
威稜を怖る。害奉んとす。状をもち。美濃遠巡りて避るる。路に  
雲忽興り雨大に降る。峯を霧相谷は曖昧なり。行りし。路に  
く。棲遑に跋渉し。所を知らず。必を辟易する。霧は疾  
雲を拂り強行し。漸く出づ。處を得れば。猶失意  
酔。如くぬ。山下の泉の側小居り。其水を飲くと醒る。此  
一。その泉を踏り居醒の泉といふ。今近江国坂田郡に醒か井といふ。  
名高き清水なり。其里の名を醒か井といひ。此をあめ玉乃飲

たまひ清水なり。つひ傳せ。膳吹山に道遠く隔る。山下の泉といふ。  
違ふ。且撰集抄あり。坂田郡の清水のこと。延喜乃末小早。時小仲  
算といふ僧。山の岸を切て出づ。清水を飲ると。成記に。此小居醒り。を  
坂田に醒か井に附會せし。明き。此泉は尾張に還る。山下をん。近江  
美濃乃方の麓なる。今在所知。水乃効  
は。軍陣小臨。大故に逢り。水を服り。腹気を下降せ。精神を爽  
快する。の能は。婦人の産後。直冷水一盃を喫と。忽昏眩死ぬ。の  
患決し。昏目失氣。一切の毒中。水を  
用り愈る。は多し。他灌水と。水を灌。拊水と。頭小水を打。浸水  
と。幹を水小浸。病を治。其効。此日本武尊の山

嵐の瘴氣の中へ失意酔つて如く立ちたす御しよ。清水を飲りて忽醒るまひ  
もこの類ちう。日本武尊の神剣を解き。宮簀媛に汝此剣を寶持て吾身の  
此處小らうとなれり。授けしひいと大伴建日臣を諫奉り。彼膳吹  
山ち荒るる神のこもるる足を奉て。蹴殺んぞのこもひて。其諫を容  
みざる。自誇りて御心のそを發し。神劍御身を離し。病を得る。そ  
なき前兆ちう。神劍の尾張乃国を留り。武威を皇位を離し。造化の  
盈鏡屈伸の自然なる理。環乃端ちう。これ無窮の傳。そを實作  
り高上玄妙ちう。神等中人智の測知なき。玉膳吹山を降り。まひ  
り。始りて御身の悩中。當藝野に到り。時。侍臣のこもる。吾心  
恒ハ虚空と。翔行人と。今足歩とを得。當藝野の形ちう。

のうまう。當藝野。今船不用の所の花ちう。御足の悩を此物小譬。まひりハ。  
如何なる故と。解き難。難れど。誠は。御足の腫り沈重ちう。せしむて  
舉動。行歩難困。花の水に浸り。之を動かし。力を用ひ。且水を  
離り上へ。舉らざる。小譬。唯形状の似る。譬。まひり。このこ  
い。此御言。其地を當藝野とい。尾張の國。入る。御  
病。進。唯京の懐。宮簀媛乃宅。小往ん。わ。これ  
を。伊勢。尾津。小到。此尾津。今。戸津。伊勢の桑名郡。屬り。  
王。小東國。向ん。時。濱。傳。進食。小。劍を解き。  
松の下。置。を忘る。去。今。此。小。到。其御歌。  
劍を忘る。小存。御歌。其御歌。

尾張小直子向在る尾津の寄宮。一株松恰一株松人少くは衣着すも。太刀佩すも。

○此御歌の意。凡そ今の桑名郡の長島に在るの地より尾張の海西郡海東郡の地を古く多し海をくわたり漸に南方地を廣げ今如く示はるるを尾津といふ。今の戸津村より上代小尾張の年魚市縣より直子向在る地を今戸津村と溝野村とに間お八剣乃神社ありといふ。戸津古く尾津と呼ぶ。此日本武尊の故事を言傳八剣の宮乃地小剣掛乃松といふ其蹟を遺せり。然るに古の伊勢と東國の往還は路乃。南を海辺より。今の戸津乃辺より来り。吉燕川の川尻を渡り尾張の津島乃辺を歴る。年魚市縣小至りたるが尾津の崎の

海辺小立り直子尾張の方へ向く一株松が吾置り太刀を護り今歸來するものまに在り。愛憐むべきことぞと。松の功勞を賞するひて。これれえたる。衣太刀を賜り着せし佩せし。司ち賜りゆをとのまひりたる。大勇猛なりと。御仁愛乃御情の草木のまはる及り。御詞小見り尤感し奉る。御政あり。此王ハ西東の虜を盡し平げ。謹む天皇乃勅命を守。之小示す威を以て。これ懐く小徳を以て。兵甲を煩き。傑出する聖主小坐り。御齡を僅小三十歳を過させ。曠野の間小病み臥り空と堯をせ。惜み小似り。其御子孫世々皇位を嗣ぎ。今小傳り。全く御功績乃大なる。ふ。



御仁心深きまは故らう今の世も武門も生さし人々も殊々あ  
王の御恩沢を仰崇と奉り少壮御身を擲る國家乃為小勤勞  
まひしその御行状を慕世の泰平を祈るそのはちり。

其處より幸すく三重村に到りまはす吾足三重の匂ちりて甚疲  
其地の三重の呼まはる此三重村を伊勢の國乃三重  
郡にありて昔三重の嫁とて美人の名はる采女の出る此三重村ありて  
王の御足重とて船乃水に浸る如とありて益腫太と絞重とる大  
嘗祭の供神物の宝螺貝の三重小旋とるが如き匂染小似とる警とるま  
ちり其處より少く幸行て甚疲の進まひりれば御杖を衝せれく稍小  
歩せまひりまはる。その地を杖衝阪と呼り此日本武尊乃經巡りまひり

道の尾津の崎より桑名郡朝明郡を歴て此杖衝阪まはる今の路程七里餘  
乃程ありて至尊御身ゆり乗せまはる御輿とるの物もちりまはる病苦と思はせま  
ひ徒少く超せまはる其困憊のまはるまはるけん指度とるまはるまはる其處  
り鈴鹿郡能煩野小到りまはる御惱益進頻小京懐とるまはる御情乃  
堪ぐまはる御病甚危急と迫り將小絶りまはるまはる時小詠せまはる御歌

嬢女床の辺に吾置り剣乃太刀その太刀を也。

○此御歌の意草薙の御剣を宮貫媛乃許小置るまはる膽吹山の神を取行  
まはる其太刀の事を三所念悔と致るまはる都流岐乃太刀と利とを美と都流岐  
と稱る名ありまはるその物を思出る慕詞とるまはる吾孀者也のまはる如  
まはる御病の苦惱甚と即世期小坐とるまはるち不此神劍の事を忘る

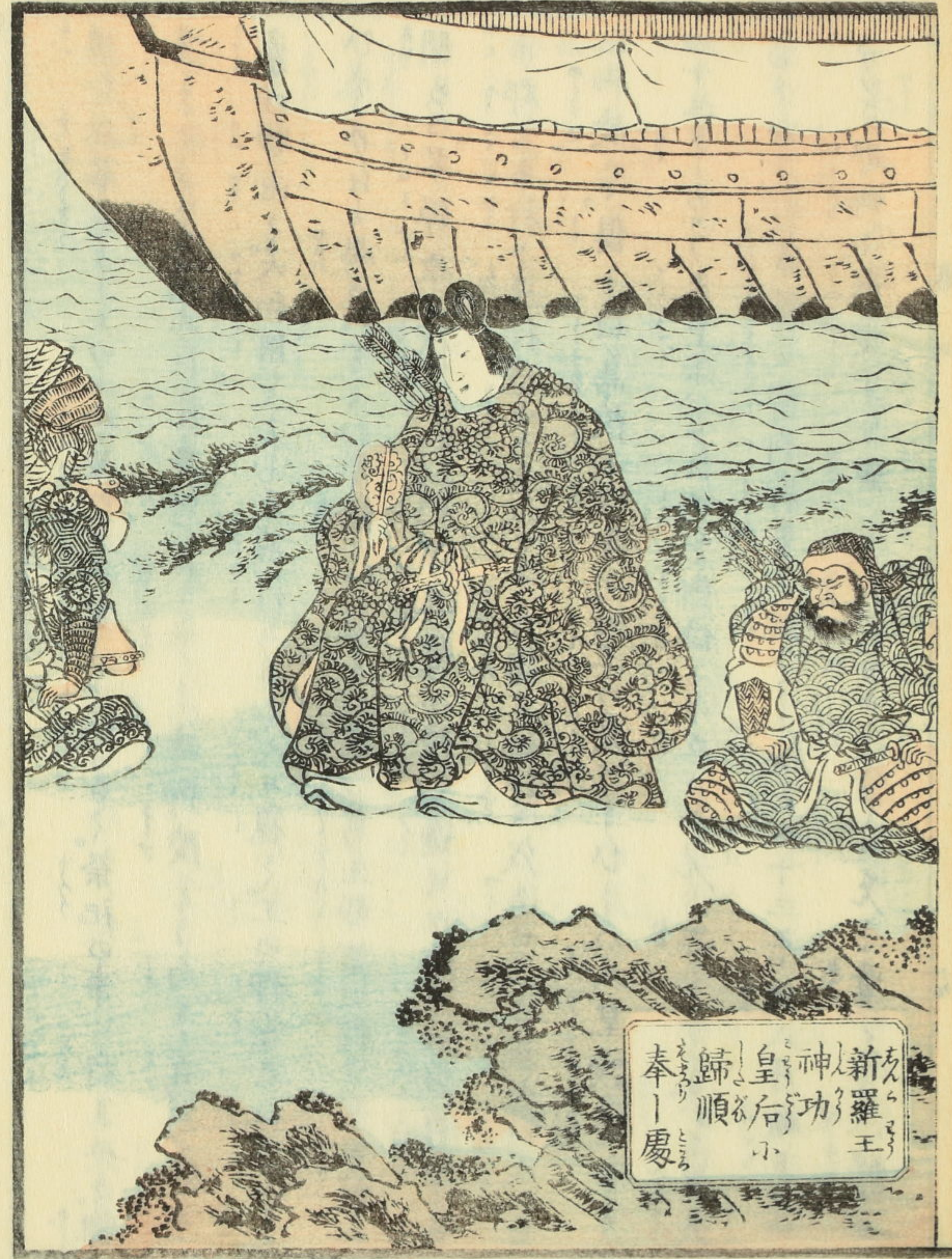
まの儀。如此して深く所念ひせられたる真実の勇氣の屈撓なきは。此王の御  
心ハ永世までも此神劍ヲ留在し。此御詞ハ知まざる。憐れ崇るるに  
うき御致さる。今乃世も武士と人々恒々此王の御心を志す。義  
勇乃心撓さる。耻を思ひ私乃心を去る。專國家乃為小身今を柳  
之臨終の際とす。此王乃御行状を慕ひ。此御歌乃意を憶ひ。吾身の亡人  
後不至る。假令天翔るるも。子孫の勇氣を助護んことを思存さ  
るるあり。神劍の尊きこと。素よりゆめをいふ。故に其靈驗の後乃世  
此王の神靈も常盤に此御太刀ヲ留し。故に其靈驗の後乃世  
亦現る。尾張國愛智郡熱田乃宮ハ。宮篋媛の時より安置し。これを護  
奉る大宮司季範乃産。右大将頼朝卿を。日本總追捕使の職を

賜る。天下の擁これより武家ヲ遷征。庚大將軍小任せられたる。足利尊氏  
公乃曩祖も。大宮司乃婿とあり。大宮司ハ所縁あり。尾張國より。  
内大臣信長公。豊國大神秀吉公。おびられを補佐する豪傑乃人々生出  
遂ハ古今ノ比類なき。智仁勇兼備乃聖主とす。生出奉る。開闢以來  
泰平の世乃基とあり。是れ參河の國を。太古を尾張と遠江との間乃  
地ハ。別ニ參河乃名とあり。然るを古事紀ハ開化天皇の御時ハ。三川の  
穂別の祖といふ稱も。此頃より分たさる。ゆえに。此神劍の納る地境より。武  
威漸々東に轉天皇を翼戴す。當今に至治を致す。ひくも觀る。かゝる靈異  
ち。神劍の自伊勢の宮を出る。此尾張乃地ハ鎮坐す。ひくも神の  
豫定ハ。せしむる。氣運の數理ハ。因りは。明瞭なり。

了鮮易きこと少きなり。熱田の社、東西二殿並建。其東なる渡用  
御殿といふ。此神劍を納西なる第一。天照太神。第二。進雄命。弟  
三。日本武尊。第四。官實媛命。第五。建稻種命。第六。第三中央の日本  
武尊を以て。此社乃本主なり。伊勢神宮と相並。天壤と與  
小窮なき寶祚を擁護。す。異域。其例絶。つ。ま。き  
と。こ。ん。た。り。近。々。ハ。前。年。甲。寅。十。一。月。内。東。海。道。大。地。震。大。海。嘯。小  
熱田の社内此の震動。社乃近ありのり。社地。入  
其難を遁。つ。ま。き。か。る。神。劍。の。威。靈。を。以。て。これ。を。衛。護。す。  
此。豊。草。原。の。瑞。穂。乃。國。乃。世。界。亦。比。類。な。し。萬。國。亦。冠。す。所。以。ハ。今  
此。一。事。小。も。亦。宣。明。白。小。も。且。頼。憑。き。あ。ら。う。と。也。

俘せし蝦夷人等を伊勢の神宮に献。吉備武彦を遣。これを天皇に  
奏。曰。臣命を天朝に受。遠く東夷を征。神の恩を被。皇乃威。頼。  
叛者。罪。伏。荒。ぶ。る。の。は。多。自。調。め。是。を。以。甲。を。卷。戈。を。戢。愷。悌。  
了。歸。路。小。赴。ぬ。冀。き。曷。乃。日。尙。の。時。天。朝。小。拜。謁。復。命。人。唯。之。乃。事。  
乃。も。怖。望。て。り。天。命。忽。至。隙。駒。停。づ。獨。曠。野。小。臥。俱。乃  
語。も。者。も。命。根。將。小。絶。ち。ん。と。身。の。込。ん。て。残。惜。せ。し。唯。自。奏。聞  
せ。し。を。慨。し。を。御。身。能。曠。野。の。曠。野。小。病。卧。嬢。女。が。床。乃。る。の  
劍。の。太。刀。の。御。歌。を。吟。す。ひ。乃。時。小。御。年。三。十。歳。天。皇  
これ。を。聞。し。て。書。と。ち。夜。と。り。喉。咽。泣。悲。標。擗。く。慟。哭。と。曰。吾。子  
小。碓。王。昔。熊。襲。叛。し。時。多。い。と。總。角。ち。ぬ。小。これ。を。征。伐。し。煩。し。殊。功





新羅王  
神功皇后  
歸順  
奉一處

平一野の國を巡狩んと欲ハ其準備を盡しと勅命りて是月小乘輿  
伊勢小幸より轉々東國を歴冬十月上總國小列より海路より  
淡水門を渡り冬十二月小還幸より伊勢の飯高郡綾宮小歳を越  
すひ翼年秋九月十九日倭子還幸より五十八年春二月十日近江國志  
賀小行幸より此小居より三年小高穴穗宮小崩より御齡  
一百六歳より日本武尊薨をせり後三年を歴る景行天皇四十六  
年小種足彥皇子を立て太子とす崩御より翼年位子即  
ち成務天皇と稱をすは天皇御年百七歳小崩より御子  
日本武尊弟二子足仲彥王を立て太子と為すより位小即ち  
仲哀天皇と稱筑紫乃熊襲叛を討つるより行幸りて

神后江紀武内

百行作 御妃神功皇后有孕開胎月を以て  
幸より此より與言田天皇を今の筑前國宇津の宮  
小産より御母神功皇后政を攝りて六十九年より御年百歳  
崩より此より此天皇より政を自らりて四十一年御年百歳  
に高市郡輕島の明乃宮小崩御より此より新羅彥波瀲  
武鸕鷀草薙不合尊第二の皇子稻飯命の後裔より古傳より人の  
世より外國の人乃我邦小来り崇神天皇乃御宇六十五年任那國よ  
り蘇那曷叱知より遣りて朝貢を奉る此任那より筑紫より  
海を隔る北の方小當り鷄林乃西南より其國より頭小曾より戴りて人一艘  
の船小乘り越の國苜飯乃浦小泊せり故小之を問りて意富加羅の國乃王の子

平一町の國を巡狩んと欲ハ其準備をべしと勅命りけり。是月小乘輿  
伊勢小幸より轉々東國を歴。冬十月上總國小到りし。海路より  
淡水門を渡り。冬十二月小還幸よりひく。伊勢の飯高郡綾宮小歳を越  
す。翼年秋九月十九日。倭子還幸よりひく。五十八年春二月十日。近江國志  
賀小行幸よりひく。此小居をこく三年小一。高穴穗宮小崩よりひく。御齡  
一百六歳よりひく。日本武尊薨とせり。後三年を歴。景行天皇四十六  
年小種足彥皇子を立て太子とす。崩御よりひく。翼年位子即  
ち。これを成務天皇と稱す。これは天皇御年百七歳よりひく。崩御よりひく。御子  
あつりし。日本武尊弟二子。足仲彥王を立て太子と為り。位子即ち  
く。仲哀天皇と稱筑紫の熊襲叛りを討つる。行幸りけり。

筑紫

筑紫の檀日乃宮小崩よりひく。我。これ御妃神功皇后有孕開胎月を以て。  
新羅を征伐よりひく。還幸よりひく。與田天皇を今の筑前國宇津の宮  
小産よりひく。御母神功皇后政を攝よりひく。六十九年よりひく。御年百歳  
よりひく。崩よりひく。此天皇よりひく。政を自よりひく。四十一年。御年百歳  
よりひく。高市郡輕島の明乃宮小崩御よりひく。新羅、彦波瀲  
武鸕鷀草薙不合尊第二の皇子。稻飯命の後裔よりひく。古傳よりひく。人の  
世よりひく。外國の人乃我邦小来り。崇神天皇乃御宇六十五年。任那國よ  
り。蘇那曷叱知よりひく。遣り朝貢を奉る。此任那よりひく。筑紫より  
海を隔て北の方小當り。鷄林乃西南よりひく。其國より頭小曾を戴て人一艘  
の船に乗る。越の國苜飯乃浦小泊せり。故小之を問り。意富加羅の國乃王の子

名を都怒我阿羅斯等と申す。逸小日本國小聖皇乃在りしより傳聞歸  
化よりと對り。且いづる穴門の國とす。國小到り。其國小人り。名を  
伊都比古と申す。臣小吾ハ此國の王なり。吾を除く外小王にり。他處往  
ら。勿しとのひられ。臣究其人をり。見小王にり。謗ちる。今一のひ  
ら。其處を去り。海路を詳小知。登き。島を浦々を留連。北  
北海より廻り。出雲國を經。此間に至り。ちり。程り。天皇前  
に。垂仁天皇の二年。其國へ歸遣。先皇御間城天皇は仕  
奉り。其御名を汝國の名とせ。赤織。縮。其他種。の物を賜。本小  
歸。其國名を更。弥摩那。此赤縮等乃賜物。其國の  
都府小蔵。新羅國小聞傳。兵を起。之を奪。二國の怨ハ

起。同三年。新羅王子天日槍。の者。船小乘。播磨國小泊。突  
栗乃邑小在。天皇聞。大友主と長尾市とを播磨小遣。天の  
日槍。何の國乃人ぞ。問。僕ハ新羅國乃主の子なり。此  
日本國小聖の皇在。故小己。國を弟なる者。授。歸化。種  
の貢物を奉。天乃日槍乃啓。ハ。天恩を垂。臣情小願。  
地を住處とせん。とを聽。臣親諸國を歴視。臣心小合。  
を賜。我欲とあり。天皇。聽。天日槍ハ。  
菟道河より北小折。近江國吾名乃邑小入。此小暫住。近江國よ  
若狹國を經。西乃方但馬國小到。住處を定。此天日槍。但馬  
出島の人。大耳の女。麻多鳥。つを娶。但馬乃諸助。生。諸。日。檀。行。



生。日猶杵清彦を生。清彦田道間守を生。は田道間守ハ。新羅の天目槍  
乃玄孫あり。田道間守。天皇の九十年不詔了。常世國不遣了。非時香菓を  
求せしむ。命を受く。萬里の波濤を涉く。遠く絶域小姓。常世の  
國に到る。非時の香菓なる橘を得。十年を経く。還来しが。天皇の山雨よりく  
時ちれば。大小叫哭了。御陵の許に行す。自死する。新羅百濟高麗及任那等  
乃國々或ハ朝貢。或ハ叛た。亦互に相侵掠す。和輯せしむ。筑紫の熊襲叛  
て亂を作す。時。新羅竊ハこれを助ぐ。神功皇后其罪を糾んが爲す。  
開胎月。石を取り。腰に夾。祝く曰。吾子。石乃兒。此  
日本乃主と成。く。母軍。勝て還。後小産す。と。  
對馬島乃和珥の津より。鼓。風順ハ船速く。疾小

新羅不到。神明の加護。潮水怒漲溢。國中  
を凌漫る。新羅國王波沙寐錦。惶遽失心。素旗を先子立素組を以。自  
面縛者となり。皇后の前子叩頭。日。西。鴨緑江を逆。流  
。河の石乃昇。星辰。船舵乾。海の速きを煩。歳。不  
八十艘乃船。貢物を載。獻ん。誓。速小これを許。高麗百  
濟の二國も。密。其軍勢を伺。勝。知。國王自  
官外。来。今。以後永。西蕃と稱。朝貢を絶。誓。この新羅  
百濟。高麗を三韓といひ。を内官家と定。凱旋。大矢田宿禰を  
其地小留。鎮守將軍とす。是我邦鎮守府の始なり。皇后。新羅。還  
。冬。十二月十四日。磐田天皇を。筑前國糟野郡宇添村小産す。

應神天皇と稱奉る。此天皇幼く聰達。玄鑒深遠。動容異常。聖表あり。これを譽田と稱奉る。ハ。腕上肉起。靴の状に似る。ハ。御母神功皇后の雄装。ハ。靴を買。ハ。小感。ハ。故。ハ。上古靴を。ハ。由。ハ。御稱。ハ。傳。ハ。此天皇乃御世。ハ。百濟國王の子阿直岐。ハ。能。ハ。經典。ハ。小通達。ハ。御覽。ハ。汝。ハ。國。ハ。汝。ハ。賢。ハ。博士。ハ。問。ハ。王仁を徵。ハ。王仁を以。ハ。對奉。ハ。天皇荒田別を百濟。ハ。未。ハ。獻。ハ。我邦。ハ。儒書。ハ。未。ハ。此時を始。ハ。唐土を國。ハ。風土。ハ。相似。ハ。其國乃文教を假。ハ。天下の士民を教導。ハ。便。ハ。宜。ハ。國家を治。ハ。の裨益。ハ。天皇産。ハ。地乃名。ハ。宇

と。ハ。天皇乃生。ハ。子。ハ。名。ハ。後。ハ。社。ハ。建。ハ。これを祭。ハ。八幡大神と稱。ハ。延喜廿一年。ハ。託宣。ハ。依。ハ。再官居。ハ。那珂郡。ハ。建。ハ。これを宮崎の宮と號。ハ。此處昔の宇添の地。ハ。大神の胞衣を宮。ハ。納。ハ。の。ハ。名。ハ。標。ハ。乃。ハ。松。ハ。胞衣を埋。ハ。地。ハ。乃。ハ。標。ハ。子。ハ。松。ハ。植。ハ。故。ハ。此。ハ。地。ハ。北。ハ。巨。ハ。海。ハ。小。ハ。臨。ハ。西。ハ。多。ハ。絶。ハ。域。ハ。小。ハ。向。ハ。坤。ハ。良。ハ。の。ハ。方。ハ。三。ハ。十。ハ。餘。ハ。里。ハ。乾。ハ。巽。ハ。乃。ハ。方。ハ。七。ハ。八。ハ。里。ハ。の。ハ。間。ハ。唯。ハ。青。ハ。松。ハ。の。ハ。繁。ハ。茂。ハ。他。ハ。の。ハ。樹。ハ。一切。ハ。あ。ハ。る。ハ。風。ハ。景。ハ。美。ハ。地。ハ。異。ハ。國。ハ。乃。ハ。來。ハ。寇。ハ。せん。ハ。防。ハ。ん。ハ。為。ハ。跡。ハ。此。ハ。地。ハ。垂。ハ。言。ハ。傳。ハ。ぬ。ハ。實。ハ。小。ハ。然。ハ。應。ハ。神。ハ。天。ハ。皇。ハ。乃。ハ。二。ハ。十。ハ。三。ハ。代。ハ。四。ハ。百。ハ。年。ハ。許。ハ。を。ハ。歴。ハ。天。ハ。智。ハ。天。ハ。皇。ハ。の。ハ。御。ハ。宇。ハ。新。ハ。羅。ハ。唐。ハ。俱。ハ。小。ハ。高。ハ。麗。ハ。伐。ハ。救。ハ。の。ハ。兵。ハ。を。ハ。遣。ハ。利。ハ。百。ハ。濟。ハ。高。ハ。麗。ハ。皆。ハ。滅。ハ。任。ハ。那。ハ。先

小新羅の為小滅されし。其後高麗の故地なる渤海國乃王大武藝といひの  
 使を奉る。貂皮三百張。方物を多と副と獻し。こころいふ。これ王  
 建といひ。者子滅をきて。再國を高麗乃故名不復なり。後小松天皇の  
 御世。其臣李成桂といひ。者其國を篡。三韓をも併す。これを朝鮮國  
 とぞ稱する。然も此朝鮮國も素より我邦乃屬國なり。蝦夷琉球の  
 こころ我小服従す。貢物をも奉る。國あることをも忘る。蒙古を助む。  
 我子寇せ。咎もあふ。豊國大神乃為小征伐せし。殆亡ん  
 たり。自招とて。神乃幽尊。

日本國開闢由來記卷五

